

2022年5月10日

各 位

会 社 名 長 瀬 産 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 朝 倉 研 二  
(コード番号 8012 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 管 理 本 部 長 清 水 義 久  
(TEL 03-3665-3028)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月20日開催予定の当社第107回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社の事業内容の多様化および今後の事業展開に対応するため、第2条（目的）について、所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり所要の変更を行うものであります。
  - ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月20日（予定）
定款変更の効力発生日	2022年6月20日（予定）

以 上

(別紙)

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第1条 ＜条文省略＞	第1条 ＜現行どおり＞
第2条 (目 的) 当社は次の業務を営むことを目的とする。  1.～9.           ＜条文省略＞  10. コンピューターソフトウェアの <u>開発および販売</u>  11.～18.       ＜条文省略＞	第2条 (目 的) 当社は次の業務を営むことを目的とする。  1.～9.           ＜現行どおり＞  10. コンピューターソフトウェアの <u>企画、設計、開発、販売、保全および賃貸ならびにこれらに関連する情報通信、情報処理および情報提供サービス</u>  11.～18.       ＜現行どおり＞
第3条～第13条 ＜条文省略＞	第3条～第13条 ＜現行どおり＞
第14条 (参考書類等のインターネット開示) <u>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u>  ＜新 設＞	＜ 削 除 ＞  第14条 (電子提供措置等) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第15条～第32条 ＜条文省略＞  ＜新 設＞	第15条～第32条 ＜現行どおり＞  附 則  <u>1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>